

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山末
日 時	平成30年5月2日(水曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 28 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者			
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 2名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 子どもの権利条例（仮称）について

<平本委員長>

市民からの意見聴取の方法や立法事実について意見をいただきたい。まずは市民からの意見聴取の方法について意見をいただきたい。

<小川委員>

意見交換を行うことが大事だと考える。NPOや子育て世代の方々とは意見交換ができればよいと思う。並行してアンケートをとることも大事だと思う。なるべく多くの情報を集めるべきだと考える。

<小島委員>

教育現場の方々とも意見交換を行いたいと思う。

<平本委員長>

教職員との意見交換を行うことについて、所管の問題はあるか。

<議事調査係長>

子どもの権利条例の制定に向けた取り組みとして、委員会で決定されれば調整する。

<平本委員長>

教育現場の声を聞くことができればよいと思う。他に意見はあるか。

<馬場委員>

沖縄県の取り組みを学んだ時に、子どもの貧困実態調査の資料をいただいたが、対象を小学校1年生の保護者や小学5年生、中学2年生、高校2年生等に絞っている。教育現場との意見交換も絞った形で実施できれば一定の情報が得られるのではないか。

<平本委員長>

対象は保護者になるのか。

<馬場委員>

教育現場に携わっている人がよいと思う。

<齊藤委員>

保育所等から意見を聞いた方がよいのではないか。所管はそちらになる。また、子どもの権利にしても貧困にしても親が関わっている。親と子どもの関係、保育所・小学

校との関係がどのようになっているのか、どのようにつなげていかなければならないのかを紐解いていかなければ、なかなか全てを解決できない。その中の1つが子どもの権利条例だと思う。

<小島委員>

教育現場はタイトなスケジュールである。時間を取ることが難しいのであれば、時間的に余裕のあるOBの方々と意見交換を行ってもよいと思う。

<平本委員長>

保育所と意見交換を行う場合、対象は保護者になるのか。

<齊藤委員>

保育士でよい。

<平本委員長>

他に意見はあるか。

<齊藤委員>

他市では条例を策定するために意見交換を数十回実施している。今年度で制定することを前提にやってしまうと、抜けてしまう部分があったり、よい条例にならないこともある。拙速に進めるのではなく、慎重に議論を重ねていきたい。

<菱田委員>

地域や家庭の意見を聞く必要があると思う。特定のNPOだけの意見を聞いたり、学校の先生の意見だけを聞いていると偏ってしまう。民生委員や子育て支援団体等からも話を聞いていくべきではないか。

<平本委員長>

意見交換の対象をある程度抽出し、必要があれば追加していきたい。NPO、教育現場、保育士、教職員のOB、民生委員と意見交換を行っていききたいと思う。

<酒井委員>

他市の事例で意見交換会を数十回実施しているのは執行部側が条例を策定した場合だと思う。これまでの議論では、実態調査や計画策定について提言を行ったが、それがなかなか実現していないので、骨格となる条例を制定して後押ししていくということだったと思う。意見交換については、条例制定後に執行部で検討してもらうのがよいと感じた。先ほどアンケートの話があったが、私たちが現実的に可能なのはどちらかといえばアンケートだと思う。元々はパブリックコメントを募集するのかという議論の中で意見聴取が必要なのかどうかという話になっていた。素案ができてから意見をいただいてもそれを反映することは難しいので、条例にどのようなことを盛り込んでいくのかということについての意見をアンケートでいただいた方が条例に盛り込みやすいと思う。また、メーリングリストでご案内したが、牧瀬先生の著書等をどれくらい読まれているのか。もしまだであれば、著書に書かれていることを述べてから意見を言わなければならないので確認したい。

<平本委員長>

メーリングリストは各自どのように確認しているのか。

<齊藤委員>

パソコンはあまり確認していない。

<馬場委員>

パソコンが故障し、メールの設定ができていない。携帯のメールはパソコンからのメールを拒否している状況である。

<酒井委員>

それでは、携帯にも送信するようにし、馬場委員には内容をコピーしたものをお渡し

する。議会が策定する場合は、情報交換の場をたくさん設定し、議論したものを報告書にまとめていくということはあまり現実的でないと思う。アンケートを中心に検討いただければと思うがどうか。

<小島委員>

アンケートの対象は。

<酒井委員>

無作為に抽出するのがよいと思う。費用の関係もあるが、大人向け・子ども向けのアンケートを分けて実施するのがよいと考える。また、職員に対してもアンケートの協力をお願いしたい。子どもの権利に対してどのような認識なのかということがわかるような項目だけにするのがよいと思う。

<馬場委員>

統計学的な部分と財政面を考えて行う必要があると思う。

<齊藤委員>

論点が少し変わるが、受動喫煙については他の条例等で取り組んでいるのか。

<平本委員長>

路上喫煙防止条例の制定に向けて取り組んでいるが、受動喫煙にまでは及んでいないと思われる。子どもの権利条例にそれを含めるのかどうかは今後議論していきたい。アンケート調査を優先的に進めた上で、その肉付けとして意見交換を行っていくという解釈でよいか。

<酒井委員>

意見交換を行うのは難しいと考えている。対象をどこまで広げていくのかということになる。予算や時間を考えた場合、アンケートよりもさらに大変になると思う。

<菱田委員>

アンケートをする時の抽出の仕方が難しい。また、アンケートだけに頼ると偏ってしまうかもしれない。アンケートの結果を見て、必要に応じて意見交換を開催すればよいと思う。立法事実の主要な要素に、地域における課題やアンケート等の具体的な調査結果、専門家・利害関係者の意見がある。子育て家庭や教職員や保育士、地域の人の意見を聞くことにより効果を高められるのではないかと思う。

<小川委員>

どれほどの市民が子どもの権利や貧困について関心があるのかということや、いじめ・引きこもり・差別の実態についてアンケートができればと思った。それに加えて意見交換も並行して実施したいと思う。

<酒井委員>

意見交換が必要と考えている委員が多いことがわかった。前回の委員会で立法事実について議論できるようにまとめてくるということだったが、皆の考えはまとまっているのか。自分なりに調べたことを申し上げたいのだが、まず、日本は子どもの権利に関する条約に批准しているが、子どもを権利の主体として捉え、子ども自身の権利行使を支援するという考え方が浸透していないという状況を認識している。国連の委員会が子どもの権利条約を批准している国に対して調査を行っているが、それを見ても、我が国にいろいろな課題が残っているということが書かれている。国は貧困対策の大綱を閣議決定し、京都府も計画を策定しているが、それは、貧困が子どもの権利の侵害になるので、権利侵害が起きた時にどのように対応するのかという問題である。昨年度の行政視察でも、貧困対策は対処療法であり、子どもの権利を考えると、本当は根本的にやらなければならないという説明があった。亀岡市の子どもに関する行政計画は子ども子育て支援事業計画があるが、それは子どもではなく親に対する支援であ

った。そのため、子ども自身の権利というところでは弱いと思う。また、子ども・子育て会議で次世代支援育成行動計画に対する評価を議論している会議録があるのだが、子どもの人権を大切にすまらざるの評價の低さが問題になっていた。そこから子育て支援ではなく子どもを中心とした条例が必要だということが導き出せるのではないかと思う。例規集の「児童・母子福祉」の部分を見ても、子育て支援ばかりになっている。「人権・同和」の部分にも子どもに関するものがない。国は条約に批准し、京都府は貧困対策計画を策定しているが、亀岡市は、子どもに関する条例を持った上で、各施策に子どもが権利の主体であるということを広げていくことが必要である、というところまで来ていると思う。それが、立法事実として入れていきたい内容である。その上でどのようなアンケートや意見交換が必要なのかということを考えていかなければならないと思う。ここまでの認識がそろってからどのような内容が必要になるのかという話ができるのではないかと思う。皆からもこれまでに調査して考えられたこととお聞かせ願いたい。

<平本委員長>

一旦休憩する。

<休憩 10:38~10:43>

<平本委員長>

子どもの権利条例の必要性や、その根拠について意見をいただきたい。

<富谷副委員長>

当委員会で子どもの権利条例を策定するに当たり、執行部の認識を聞かなければならないと思い、担当課へ行ったところ、子どもに関する条例を担当課で制定するとなれば、実態調査を幅広くしなければならぬため、2~3年のスパンを要するという認識であった。当委員会で条例を制定することにより、施策を打ちやすくなることのであった。立法事実を協議するに当たり、提出できる資料はないか尋ねたところ、5年ほど前に行った調査資料を提出することは可能であることのであった。アンケート調査に関して、我が党では訪問調査を実施している。訪問調査を行うと、アンケートでは見えない意見を聞くことができると感じた。団体を抽出して、こちらから訪問し、アンケートと共に意見を聞くことにより肉付けされた意見を聞くことができると思う。

<平本委員長>

これまでの議会の答弁でも、市長から子どもの貧困、児童虐待も含めて全庁横断的に取り組んでいきたいという意気込みを語られた。時間は限られているが、子どもの権利条例を制定できればと思う。他に意見はあるか。

<齊藤委員>

権利条例自体をよく理解できていない部分がある。子どもを尊重しないとイケない、権利を認めなければならないということはわかるが、権利主張をするのが個人的に好きではないので引かかる。

<酒井委員>

そのような思いを持っている市民もいると思う。立法事実については、皆からも意見を言っていたので条例が必要だということまでは合意ができていたのであれば、アンケートや意見聴取について、子どもの権利をどのように思っているのかという観点で進めていってはどうか。実態調査は条例を根拠に執行部で実施してもらってはどうかと思う。条例制定後に足りない部分や変えたい部分を執行部からも提案して

もらえるので、その中でさまざまな団体からの意見聴取等ができればよいのではないかと思う。

<平本委員長>

休憩中に、アンケートを無作為抽出で行うのではなく、意見交換を行いたいと考えている各種団体等に行ってはどうかという意見があったが、それについてはどうか。

<小川委員>

まずは団体を絞って子どもの貧困、権利についてどのように考えるかという内容のアンケートを実施するのがよいと思う。

<平本委員長>

各種団体へのアンケートの他に、子どもに関係するイベントの際にアンケートを実施することであれば可能ではないかと考えるがどうか。

<齊藤委員>

アンケートは無作為抽出でよいのではないか。アンケートを実施し、委員会で必要があると判断すれば意見交換を実施すればよいのではないか。

<菱田委員>

アンケートを無作為抽出で行うのは難しいという話があったが、難しいからやめるということにはならない。30年ほど前にアンケートを実施した際には電話帳を使い、乱数表を当てて行った。特定の人にだけ意見を聞き、皆の意見を聞いたつもりになっているのかと言われた時に、きちんと説明できるアンケートの取り方が必要である。イベントでアンケートをすることも1つの方法だが、イベントに行くことができない家庭もある。アンケートの郵送・返送にも費用がかかる。どのような方法で実施するのかを決められればと思う。

<馬場委員>

以前に携わったアンケートでは、全世帯に手配りで返信用封筒をつけて配布するという形で5、6回行った。少ない時で200通ほど、最大で千数百通返ってきた。予算の都合もあるので規模は検討していけばよいと思う。

<平本委員長>

対象人数等を本日中に決定する必要があるのか。

<議事調査係長>

アンケートの実施が決定されてからの議論になると考える。総合計画を策定する際にアンケートを実施した際には、約9万人の人口に対して3000人の無作為抽出を行った。統計学上でどれぐらいの数が必要なのかということも調べる必要がある。

<小川委員>

さまざまな団体を対象にアンケートを実施したいと言ったが、無作為抽出でのアンケートができるならその方がよいと思う。

<齊藤委員>

アンケートの方法も視察先で聞いてはどうか。

<酒井委員>

市民に対して子どもの権利に対する認識がどれぐらいかということアンケート調査するのであれば無作為抽出ができると思うが、市民の意見を聴取する機会を持たなければならないということであればパブリックコメントでもよいということになる。何が重要なのかによってアンケートではなくなる可能性もある。

<議事調査係長>

補足になるが、予算措置がないため、この場で実施可能かどうかは断言できない。

<平本委員長>

アンケートの内容についての意見があった。他に意見はあるか。

<酒井委員>

内容というよりも目的である。子どもの権利についての市民の意識を調査するためのアンケートというイメージでアンケートの方がよいのではないかと言ったが、条例の骨子に対する意見を聞きたいということであればパブリックコメントの方が一般的である。市民がどのような意識でいるのかを調査して報告書に盛り込みたいということであればアンケートの方がよい。子どもたちがどのような状況なのか、どのようなことを必要としているのかということについて詳しく聞きたいということであれば、アンケートや意見交換ということになると思う。私としては、立法事実についてはある程度固まっているので、それらは必要ないのではと考えている。

<齊藤委員>

パブリックコメントはほとんどの市民が関心を持っていない。行政側のアピールだけになると思うので外すべきだと思う。

<菱田委員>

アンケートを行うことを前提に議論してきたものだと思っている。それを戻してしまうのはどうなのか。

<酒井委員>

アンケートの目的を決めた上でアンケートを実施するのかどうかを決定すべきではないか。アンケートを実施するのであれば、子どもの権利に対する市民の意識がどうなのかということがわかる内容にする必要がある。実態調査のためのアンケートはやめた方がよいと思う。

<齊藤委員>

アンケートをするということでも議論をしていたのではないのか。

<酒井委員>

実態調査のアンケートを私たちが実施するのは無理があるのではないかと思う。

<齊藤委員>

無作為抽出で意見を聞いた方がよいと思う。アンケートの方法についてはどのようにして経費を抑えるかということも議論していく必要があると思う。

<平本委員長>

アンケートは子どもの権利についての意識調査を無作為抽出により行い、必要があれば各種団体に意見を求めていくという流れでよいのか。

<了>

<平本委員長>

手法や対象人数等は次回に検討する。

3 行政視察について

<平本委員長>

5月8日～10日に実施する行政視察について、事前に視察先に送付した質問事項を配付した。その他に調査したい事項はあるか。

<馬場委員>

項目に入れる必要はないが、議会との関わりについて聞きたい。

<酒井委員>

ホームページを見ればある程度わかることもあるが、条例制定までの部分のアドバイスをいただきたい。また、条例制定後に展開してほしい施策や計画等をいろいろ考え

なければならないが、どのようなことが効果的だったのかということを知りたい。私たちが提案していくべきだと思う。新しいことをしなくてもうまくいっていることや、少ない費用で効果が上がったものなどを聞きたい。川崎市では3年ごとにいろいろな調査をしている。それにどれだけの費用がかかるのかはわからないが、本市でも実施可能なものとそうでないものがあると思う。亀岡市の規模でも実施可能なことを中心に教えていただきたい。

<平本委員長>

子どもの権利条例の骨子は、自治体の規模にもよるが、大きくは変わらないと思う。他の自治体では、条例制定までの期間が2～3年ほどかかっているところが多いと思う。他の自治体の骨子を参考にすれば、1年ほどの期間で制定できるのではないかと考える。各自治体の人口規模・背景・制定に至る課題を参考にしながら本市の取り組みに結びつけていければと思う。

<馬場委員>

調査事項ではないが、子どもの権利条約総合研究所が出している資料によると、川崎市と岩倉市が総合条例に該当していて、調布市が施策推進の原則条例に該当している。その違いが明確にわからないので調査したい。

<平本委員長>

それらを念頭に置きながら視察に向かいたい。この調査事項をメインとして、その他は当日の説明についての質疑を行いたい。

<菱田委員>

アンケートを取られた場合には、その情報をいただければと思う。

<平本委員長>

アンケートを実施していれば、アンケートを実施してどうだったのかということを含めて調査したい。

4 その他

<平本委員長>

次回の委員会の日程を調整する。

(日程調整)

<平本委員長>

次回の委員会は5月15日(火)午前10時からとする。その他連絡事項はあるか。

<事務局主事>

行政視察終了後に視察報告書を事務局まで提出願いたい。

散会 ～11:28